

件名：(仮称) 北橋運動場のコンクリート片について

- 1 内 容 10月10日の新聞の報道で、「(仮称) 北橋運動場の建設現場の土中に大量のコンクリート片が見つかった」と、掲載された。
その後、群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課及び渋川警察署により事前調査があった。

- 2 経 過

10月14日(水) 群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課不法投棄対策係から「新聞報道を見て(仮称) 北橋運動場に産業廃棄物が不法投棄されたのか確認のため、渋川警察署職員と現地へ行くので、下調べのため立ち会ってほしい」と連絡があった。
渋川警察署員及び県職員と立会いのもと、現地調査の結果、新聞に掲載された写真は、コンクリート片ではなく、試験掘で掘り起こされた転石であり、産業廃棄物ではないことを確認した。
なお、試験掘で地山下から発見された基礎コンクリート(W2.2m×L2.2m×H0.3m)と考えられるものについては、「産業廃棄物の不法投棄にあたるかどうか警察署へ持ち帰り協議して回答する」とのことであった。

10月16日(金) 渋川警察署生活安全課から、地山下から出土した基礎コンクリートと考えられるものについては、現場の地山下から発見されたこと、コンクリート片が手で壊れるほどもろく、「出土したコンクリートについて、投棄したものの特定ができないことから、今後捜査はできない」との報告を受けた。
また、出土したコンクリートは適切に処分するよう指導を受けた。

- 3 結 果 産業廃棄物として不法投棄されたのか調査したが、渋川警察署から「出土したコンクリートについて、投棄したものの特定ができないことから、今後捜査はできない」と報告を受けた。

- 4 対 応 今後、市としては地山下から出土した基礎コンクリートと考えられるものについては、適正に処分することとする。

